

西尾市生涯学習センターの管理に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2及び西尾市都市公園条例（昭和59年西尾市条例第26号）第5条の2の規定に基づき、西尾市生涯学習センター（以下「生涯学習センター」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。

（施設）

第2条 生涯学習センターに、次に掲げる施設を置く。

- (1) 地域交流施設
- (2) 多世代交流広場
- (3) 総合教育施設

2 生涯学習センターは、前項に規定する施設の相互の連携を図ることにより、総合的かつ有機的に運営されなければならない。

（管理）

第3条 生涯学習センターの管理は、西尾市公の施設に係る指定管理者の指定手続等条例（平成17年西尾市条例第9号）に基づき、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

（指定管理者が行う業務）

第4条 前条により指定管理者が管理を行う場合、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 生涯学習センターの利用の許可に関する業務
- (2) 生涯学習センターの施設及び附属設備等の維持管理に関する業務
- (3) 生涯学習センターの使用料の収受に関する業務
- (4) 多世代交流広場の運営に関する業務
- (5) 市民活動の推進に関する業務
- (6) その他教育委員会が必要と認める業務

（指定管理者の権限）

第5条 指定管理者は、指定が効力を有する間、第6条、第7条及び第9条から第14条までに規定する市長及び教育委員会の権限を行うものとする。ただし、地方自治法第244条の2第11項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命ぜられた業務に係るものを除く。

（利用の許可）

第6条 生涯学習センターを利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会に利用の許可（以下「利用許可」という。）を受けなければならない。また、利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可された事項を変更し、又は取消しをしようとするときも同様とする。

2 教育委員会は、生涯学習センターの管理上必要があるときは、利用許可に条件を付することができる。

（利用の不許可）

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、生涯学習センターの利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設及び附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) その他管理上支障があると認めるとき。

（目的外利用等の禁止）

第8条 利用者は、生涯学習センターの施設及び附属設備を、許可を受けた目的以外に利用し、又はこれらの利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（特別の設備）

第9条 利用者は、生涯学習センターに特別の設備をしてはならない。ただし、教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

（利用者の義務）

第10条 利用者は、生涯学習センターの利用に際して、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに教育委員会の指示に従わなければならない。

（利用許可の取消し及び利用の中止命令）

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) 利用の許可条件に違反したとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 利用の許可申請に偽りがあったとき。
- (4) 災害その他の事故により利用ができなくなったとき。
- (5) その他管理上やむを得ない理由が生じたとき。

2 前項第1号から第4号までに該当し、生涯学習センターの利用許可を取り消し、又は利用の中止を命じた場合において、利用者が受ける損害については、市はその責めを負わない。

（使用料）

第12条 生涯学習センターの使用料は、別表のとおりとする。

- 2 前項の使用料は、利用の許可を受けた日に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第13条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第14条 既納の使用料は、これを還付しない。ただし、市長は、規則に定めるところによりその全部又は一部を還付することができる。

(利用料金)

第15条 市長は、指定管理者に生涯学習センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 利用料金の額は、第12条第1項の生涯学習センターの使用料の額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。
- 3 第4条第3号、第12条第2項、第13条及び前条の規定は、第1項の規定により、市長が指定管理者の収入として収受させることとした利用料金について準用する。この場合において、第4条第3号中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第12条第2項中「前項の使用料」とあるのは「第15条第2項の規定により指定管理者の定める額の利用料金」と、第13条及び前条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(原状復帰の義務)

第16条 利用者は、生涯学習センターの利用が終わったとき又は第11条第1項の規定により利用許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、直ちに原状に復帰しなければならない。

- 2 前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを執行し、その費用を利用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第17条 利用者は、生涯学習センターの施設又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の規定による利用許可の申請その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(西尾市都市公園条例の一部改正)

- 3 西尾市都市公園条例（昭和 5 9 年西尾市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中第 2 2 号を第 2 3 号とし、第 1 2 号から第 2 1 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (12) 西尾市生涯学習センター

別表（第 12 条関係）

施設使用料

利用区分	午前	午後	夜間	全日
	午前 9 時～ 午後 1 時	午後 1 時～ 午後 5 時	午後 5 時～ 午後 9 時	午前 9 時～ 午後 9 時
貸室a-1	円 880	円 880	円 880	円 2,640
貸室a-2	950	950	950	2,860
貸室b-1	560	560	560	1,690
貸室b-2	530	530	530	1,610
貸室c	310	310	310	940
貸室d	300	300	300	900
貸室e-1	470	470	470	1,420
貸室e-2	460	460	460	1,380
貸室e-3	440	440	440	1,320

備考

- 1 入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合又は宣伝その他これに類する目的をもって催事等を行う場合の使用料は、この表に定める額の 2 倍の額とする。
- 2 物品の販売等営利、営業及び宣伝の目的で生涯学習センターを利用する場合の使用料は、この表に定める額の 2 倍の額とする。
- 3 市内に在住し、在勤し又は在学する者以外の者が生涯学習センターを利用する場合の使用料は、この表に定める額の 1.5 倍の額とする。ただし、前 2 項の規定に該当する場合は、それぞれの項により算出した額の 1.5 倍の額とする。
- 4 利用時間を延長して利用する場合の使用料は、当該時間区分に係る使用料に相当する額とする。